

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。市は、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるので、二次的被害を防止するため、その発生原因の確認を急ぐ。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが重要であることから、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

ア 担当課体制による初動措置

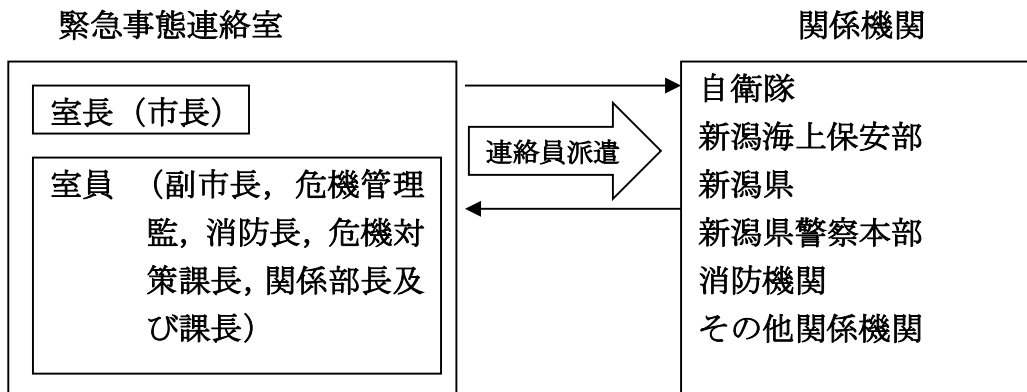
市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるとの情報を入手した場合や発生原因が不明確な事案が発生した場合に、初動措置として危機管理防災局職員を参集させ、関連情報を収集するとともに、関係機関との連携強化を図る。

イ 緊急事態連絡室の設置

市長は、危機管理防災局からの報告、又は現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室の体制は、市長を室長とし、市対策本部員のうち発生事案に応じた要員により構成する。

【緊急事態連絡室の構成等】



※ 市民等からの通報，県からの連絡その他の情報により，市職員が当該事案の発生を把握した場合は，直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防局においても，通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

ウ 緊急事態連絡室における初動措置

緊急事態連絡室は，消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め，国，県，関係する指定公共機関，指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに，緊急事態連絡室を設置した旨について，県に連絡を行う。

この場合，緊急事態連絡室は，迅速な情報の収集及び提供のため，現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は，緊急事態連絡室において，各種の連絡調整に当たるとともに，現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ，必要により，災害対策基本法等に基づき，住民の安全に十分に留意したうえで，避難の指示，警戒区域の設定，救急救助等の応急措置を行う。また，市長は，国，県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに，必要な指示を行う。

市は，警察官職務執行法に基づき，警察官が行う避難の指示，警戒区域の設定等が円滑になされるよう，緊密な連携を図る。

なお，政府による事態認定がなされ，市に対し，市対策本部の設置の指定がない場合においては，市長は，必要に応じ国民保護法に基づき，退避の指示，警戒区域の設定，対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

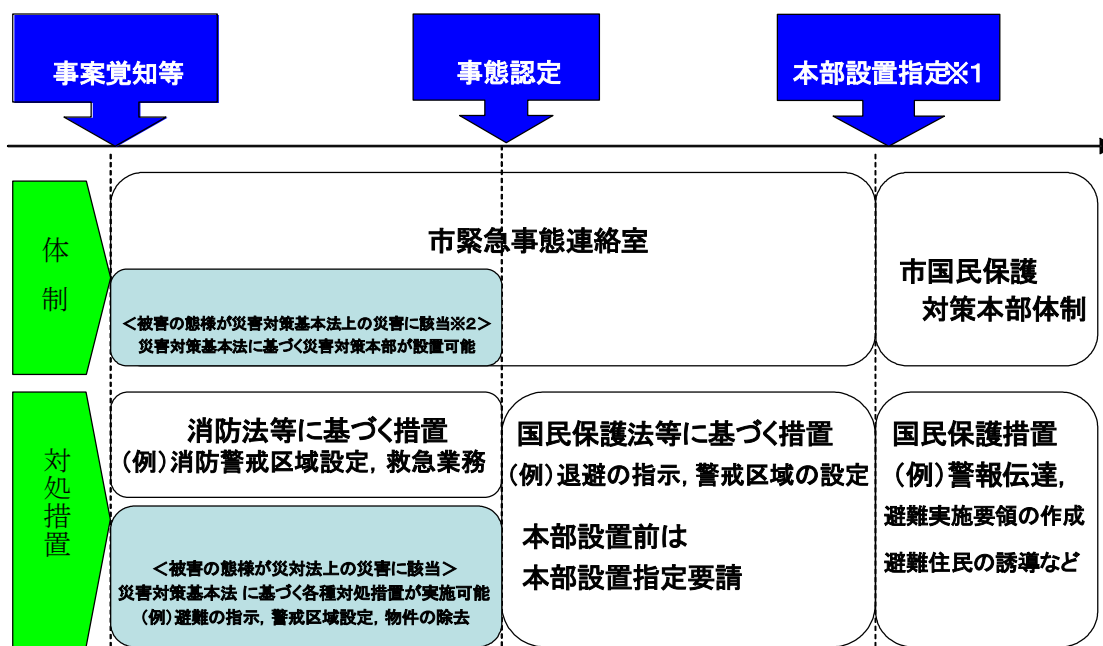
(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、非常配備体制伝達系統図等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部事務局は、市本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

カ 市対策本部の代替機能の確保

市長は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を本庁舎内に設置できない場合は、中央区役所を除く、北、東、江南、秋葉、南、西、西蒲区役所から対処事態の発生場所等に応じて定める。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置

することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部における広報等

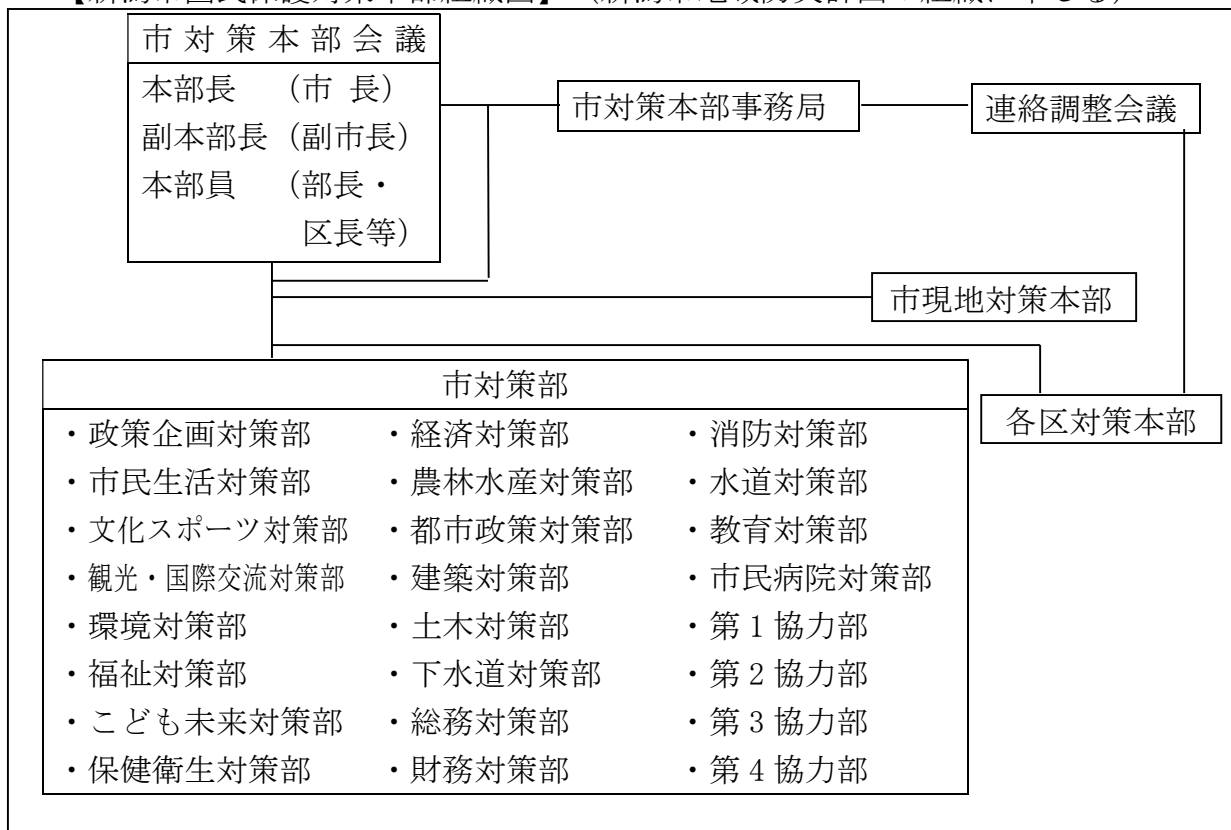
市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(4) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織は下図のとおりとする。

なお、市対策本部の組織編制及び業務については、各部局の日常業務を考慮し、また市地域防災計画上の業務との整合性を図り、円滑に行える様に定める。

【新潟市国民保護対策本部組織図】（新潟市地域防災計画の組織に準じる）



ア 市対策本部長

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(ア) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(イ) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の事態対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(ロ) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(ハ) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(ニ) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

イ 市対策副本部長

市対策副本部長は、市対策本部長を補佐し、市対策本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 市対策本部員

市対策本部員は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従

事する。

エ 市対策本部事務局

市対策本部に国民保護対策本部事務局を置き，構成は下記のとおりとする。

(ア) 事務局長

a 市対策本部事務局に，事務局長を置き，危機管理監をもって充てる。

b 事務局長は，本部長の命を受け，市対策本部事務局の事務を掌理する。

(イ) 事務局次長

a 市対策本部事務局に，事務局次長を置き，危機管理防災局長をもって充てる。

ただし，危機管理防災局長が事務局次長の職務を行えない場合，あらかじめ指定したのものをもって充てる。

b 事務局次長は，事務局長を補佐し，事務局長に事故があるときは，その職務を代理する。

(ウ) 事務局員

事務局員は，危機管理防災局職員，広報課職員及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

オ 部

市対策本部に部を置く。

(ア) 部長

部長は，市対策本部長の命を受け，部の事務を掌理する。

(イ) 副部長

副部長は，部長を補佐し，部長に事故があるときは，その職務を代行する。

(ウ) 各部の組織

a 班

部に班を置く。

(a) 班長

班長は，上司の命を受け，班の事務を掌理し，班員を指揮監督する。

(b) 副班長

副班長は，班長を補佐し，班長に事故があるときは，その事務を代行する。

(c) 班員

班員は、班長又は副班長の所属する課又は機関の職員のうちから部長が指名する。

(エ) 情報担当員

a 部に情報担当員を置く。

b 情報担当員は、本部長に対し部の所管に係る情報を伝達し、本部長の指令等を部長に伝達する。

c 情報担当員に事故があるときは、部長の指名する者がその職務を代理する。

(オ) 情報連絡員

a 部長は、部の職員のうちから情報連絡員をあらかじめ指名しておき、本部事務局に派遣するものとする。

b 情報連絡員は、本部事務局及び情報担当員の指示のもとに情報伝達等の事務を行う。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 市対策本部会議

ア 招集

市対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ市対策本部会議を招集し、市対策本部長がその会議の議長にあたる。

イ 構成

市対策本部会議の構成は、市対策副本部長及び市対策本部員及び市対策本部長が指名する職員をもって組織する。

ウ 開催場所

原則として、市役所本庁舎3階本部会議室で開催する。

(7) 連絡調整会議

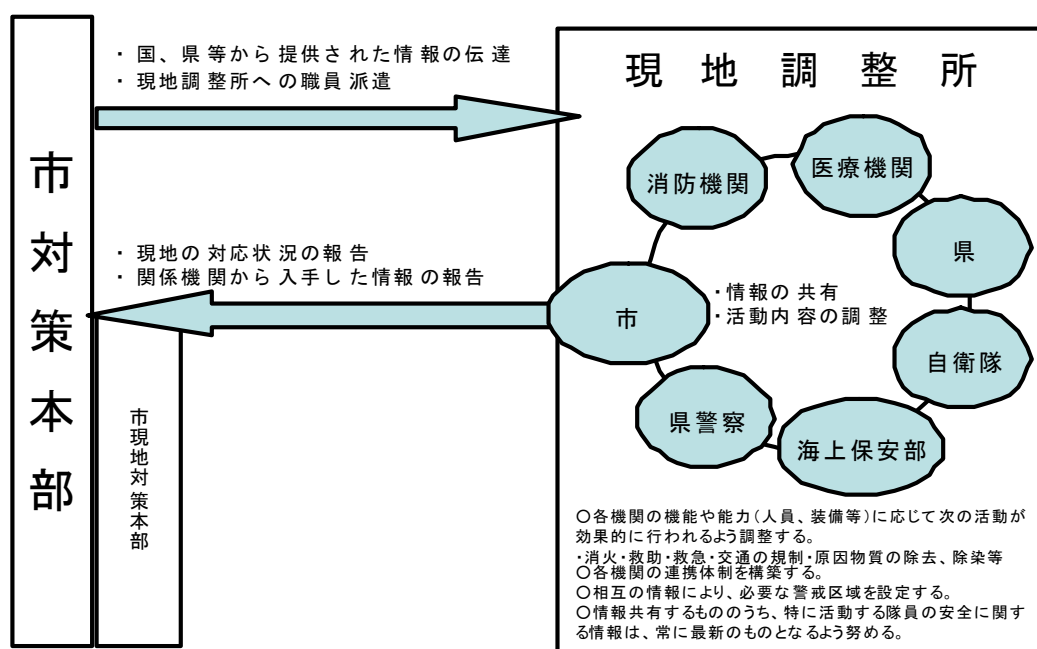
事務局長は、国民保護措置に関して各部及び関係機関と連絡調整を図

るため、必要に応じて各部の班長又は関係機関の代表者等を招集して、連絡調整会議を開催する。

(8) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における現地関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、（又は現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



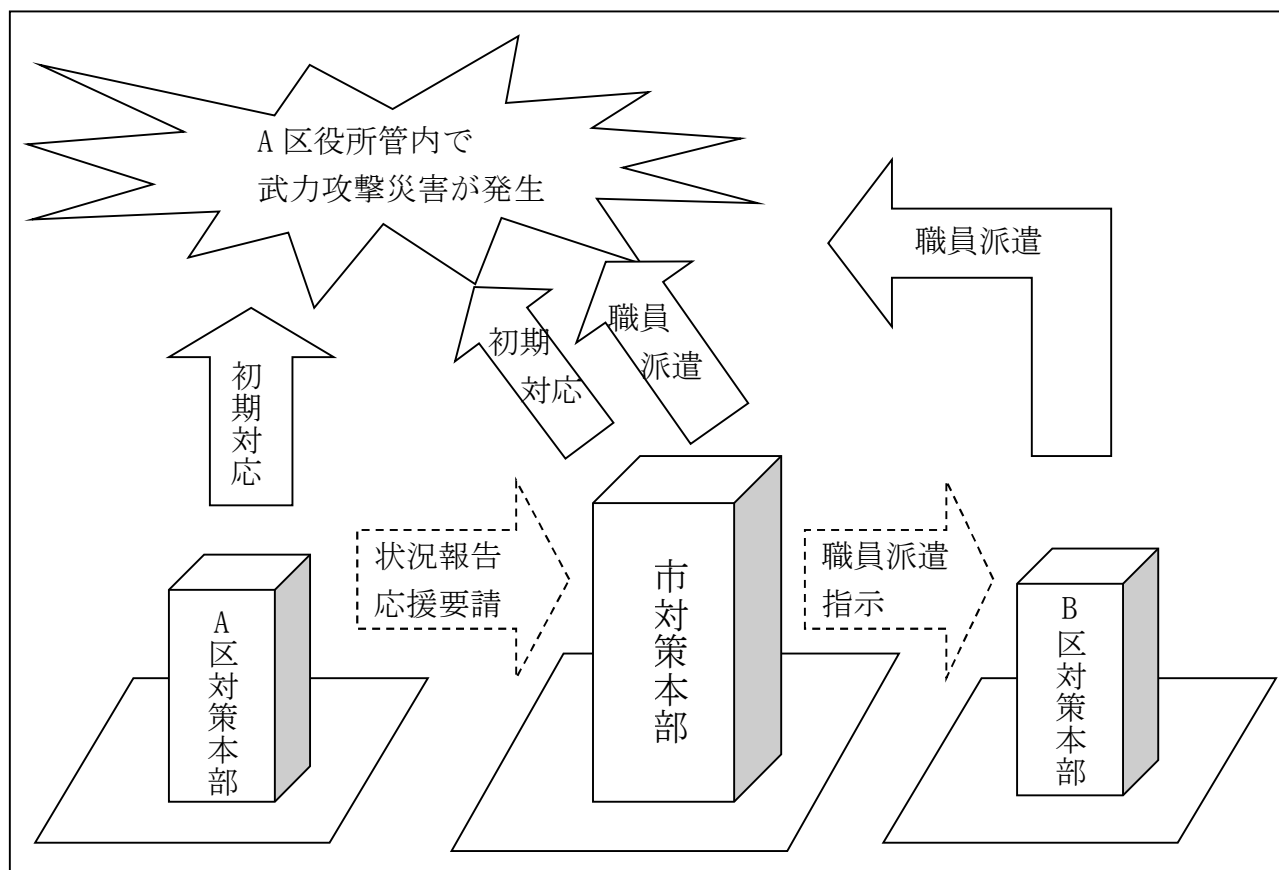
(9) 区対策本部と市対策部との関係

ア 武力攻撃災害が発生した場合、発生地区を所管する区対策本部が、市対策部と連携して初期対応を行う。

イ 区対策本部の各班は、災害対応を行うとともに、市対策本部に状況報告を行い、災害の規模によっては応援職員の派遣依頼を行う。

ウ 応援職員の派遣依頼を受けた市対策本部は、区の災害の程度を勘案し、市対策部及び他区対策本部から職員を派遣することができる。

【区対策本部と各対策部との関係イメージ図】



(10) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線、地域防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策

本部と市現地対策本部，現地調整所，要避難地域，避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は，必要に応じ，情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし，そのための要員を直ちに現場に配置する。また，直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は，武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため，必要に応じ，通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し，自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の事態対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について密接な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

- (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監，海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監，航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し，防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか，防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも，市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村等に対する応援の要求，事務の委託

- (1) 他の市町村への応援の要求

ア 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由，活動内容等

を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。
イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) 市ボランティアセンターの設置

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて関係団体に要請し、市ボランティアセンターを設置する。

市は、市ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努める。また、市ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行う。

(3) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(4) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を市対策本部及び国・県対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

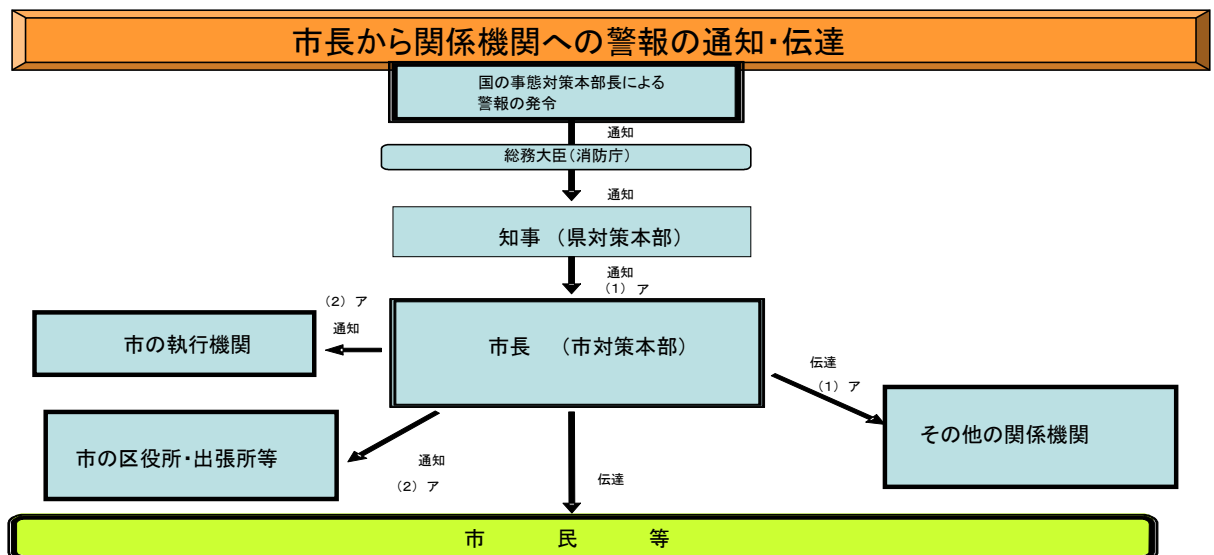
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民等及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。



※ 警報の伝達に当たっては、広報車のほか同報系防災行政無線を活用することなどにより行う。
※ 市のホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、広報車で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車やホームページへの掲載等の手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、広報車によるサイレンを使用して市民等に周知を図る。

また、上記ア及びイともに、同報系防災行政無線の使用、災害時一斉メール配信システム（にいがた防災メール）の活用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯及び避難行動要支援者等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、避難行動要支援者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、市地域防災計画に基づき、避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

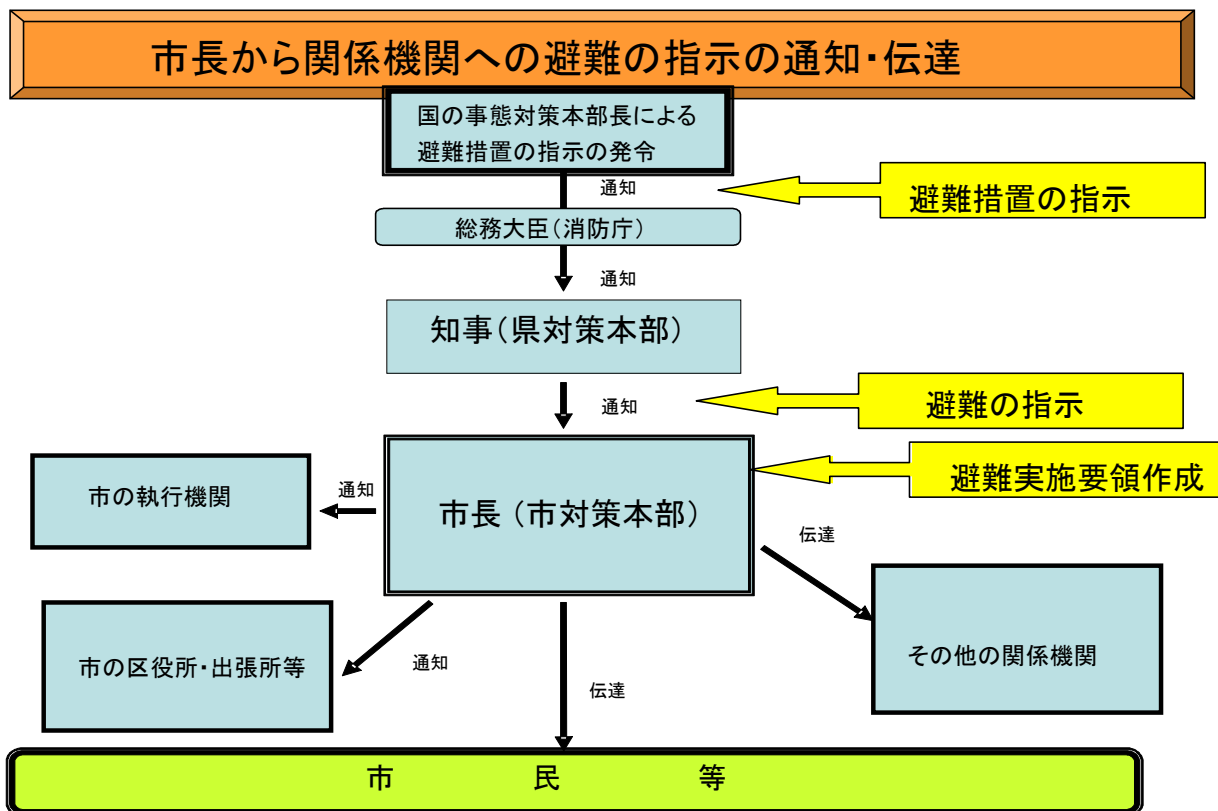
緊急通報の市民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、市民等の保護を最優先に関係機関等との意見調整を行い、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民等に対して迅速に伝達する。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。また、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

ア 避難実施要領に定める事項(法定事項)

- (ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- (イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員
の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- (ウ) 避難の実施に関し必要な事項

イ 避難実施要領の策定の留意点について(県計画に定める基準)

市は、避難実施要領に下記の項目についての記載を行う。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容にできることとする。

(ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の町名を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：「新潟市〇〇町」，「〇〇町内会」等を避難の単位とする)

(イ) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：〇〇市〇〇町1-1にある〇〇高校体育館)

(ウ) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所へ

の交通手段を記載する。

(例：集合場所：新潟市〇〇町1-2の〇〇小学校体育館に集合する。集合するにあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については、自動車等の使用を可とする。)

(エ) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日15:20, 15:40, 16:00)

(オ) 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、避難行動要支援者の住所を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者の有無を確認する。)

(カ) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するA市A駅行きの電車で避難を行う。A市A駅に到着後は、A市及び新潟市職員の誘導に従って、徒歩で〇〇高校体育館に避難する。)

(キ) 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

(ク) 避難行動要支援者等の特に配慮を要する者への対応

自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するための対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、避難行動要支援者を優先的に避難させる。

また、民生委員・児童委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

(ケ) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。
避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。
避難誘導中に避難者リストを作成する。)

(コ) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18：00に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

(ク) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

(シ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

ウ 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

(ア) 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

(イ) 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

(ウ) 避難住民の概数把握

(エ) 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

(オ) 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

(カ) 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)

(キ) 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難

経路の選定・自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整)

- (ク) 職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定）
- (ケ) 関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保）
- (コ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※ 【国の事態対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について，道路，港湾施設，飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には，市長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の事態対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

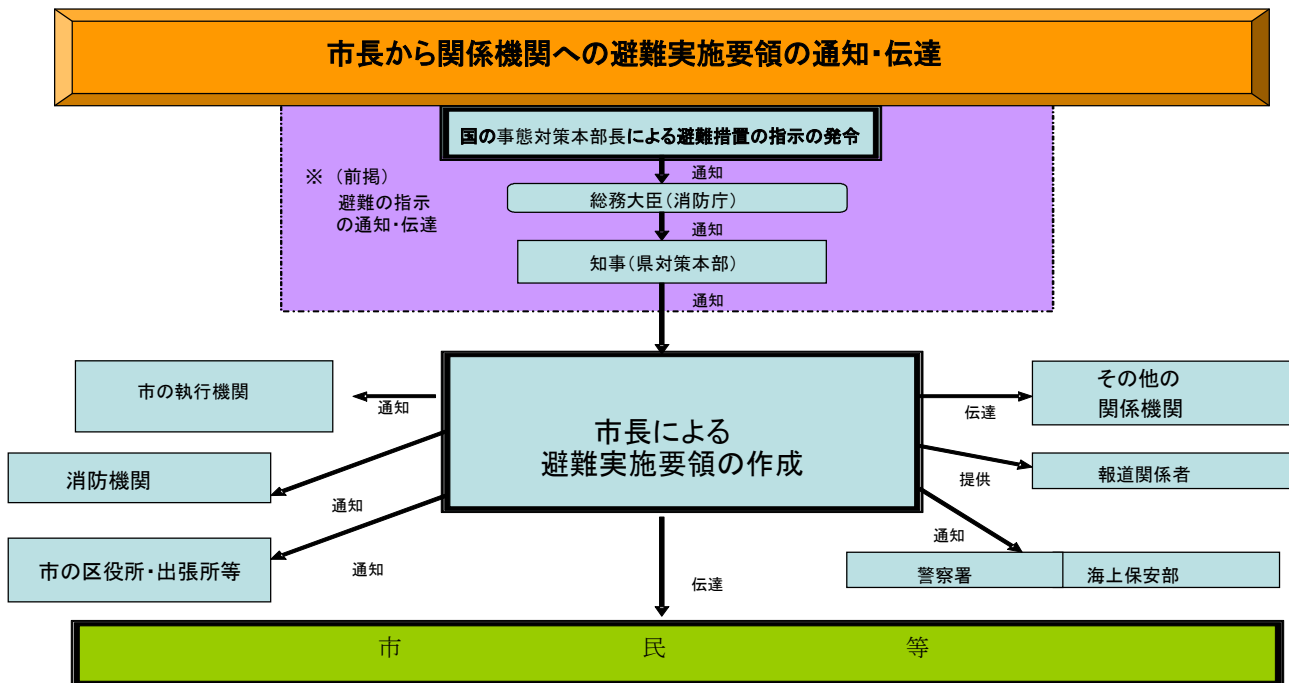
この場合において，市長は，県を通じた国の事態対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の事態対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，市の意見や関連する情報をまとめる。

(2) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は，避難実施要領を策定後，直ちに，その内容を，市民等及び関係のある公私の団体に伝達する。その際，市民等に対しては，迅速な対応が取れるよう，各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また，市長は，直ちに，その内容を市の他の執行機関，市の区域を管轄する消防長，警察署長，海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに，市長は，報道関係者に対して，避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導等

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつ

つ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官等による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難

市は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難が必要な場合、避難誘導が円滑に行われるよう、自衛隊、国の関係機関、県等と緊密な連携を図る。

(5) 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設における滞在者の避難等

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、施設の特性に応じて施設管理者等と連携し、必要な対策をとるものとする。

(6) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援

助について、協力を要請する。

(7) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(8) 避難行動要支援者への配慮

市は、武力攻撃災害の発生等により市民等の避難が必要になった場合、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、国際交流協会等の協力を得ることにより、避難が迅速に行えるようにするとともに、避難行動要支援者が属する自治会、町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

(9) 園児、児童及び生徒への配慮

市は、園児、児童及び生徒の在校（園）時において、教育長を通し、学校等の管理者が速やかに園児、児童及び生徒を掌握し、市の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。また、教育長を通し、在校（園）時以外に武力攻撃災害が発生した場合には、学校等の管理者に対して、在籍する園児、児童及び生徒の安否について協力を依頼する。

また、市は、保育園児の在園時においては、保育所の管理者が速やかに園児を掌握し、市の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。また、在園以外に武力攻撃災害が発生した場合には、保育所の管理者に対して、在籍する園児の安否について協力を依頼する。

(10) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(11) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相

談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(12) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(13) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(14) 県に対する要請等

ア 食料、医療品等の支援の要請

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

イ ヘリコプターの出動要請

市は、道路が輸送路として機能しない地域については、県に対して、消防防災航空隊の出動を要請する。

また、市は県と連携し、臨時ヘリポートを早期に確保する。

(15) 避難住民の運送

ア 市長は、避難住民を運送するため、動員できる市の車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておく。

市長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送

区間等を示して知事に応援を要請する。

イ 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

ウ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都道府県を通じて国の事態対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難させることを基本とする。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

- ② 避難実施要領の内容は、以下の措置の流れを前提として、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 事態対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

事態対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

知

事

避難の指示

市

長

避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、事態対策本部長がその都度警報を発令

- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内すべての地域に着弾の可能性があるものとして対応を考える。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、事態対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することを基本とする。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶ恐れがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。

- ③ 避難実施要領の策定に当たっては、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定するとともに、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく確な措置を実施できるよう、現場調整所を設けて活動調整に当たる。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順を考える。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内退避や移動による避難を決定する。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうよう努める。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様もさまざまであるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を超える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素は国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な体制の整備に努める。

第5章 救 援

市長は、市が避難先地域となった場合は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために必要に応じて救援に関する措置を実施する。
救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、国の事態対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の事態対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 県による救援の実施に係る調整

市長は、政令指定都市が県と同様の立場で救援を行うことから、救援の円滑な実施のため、知事と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、知事に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

また、市長は、必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

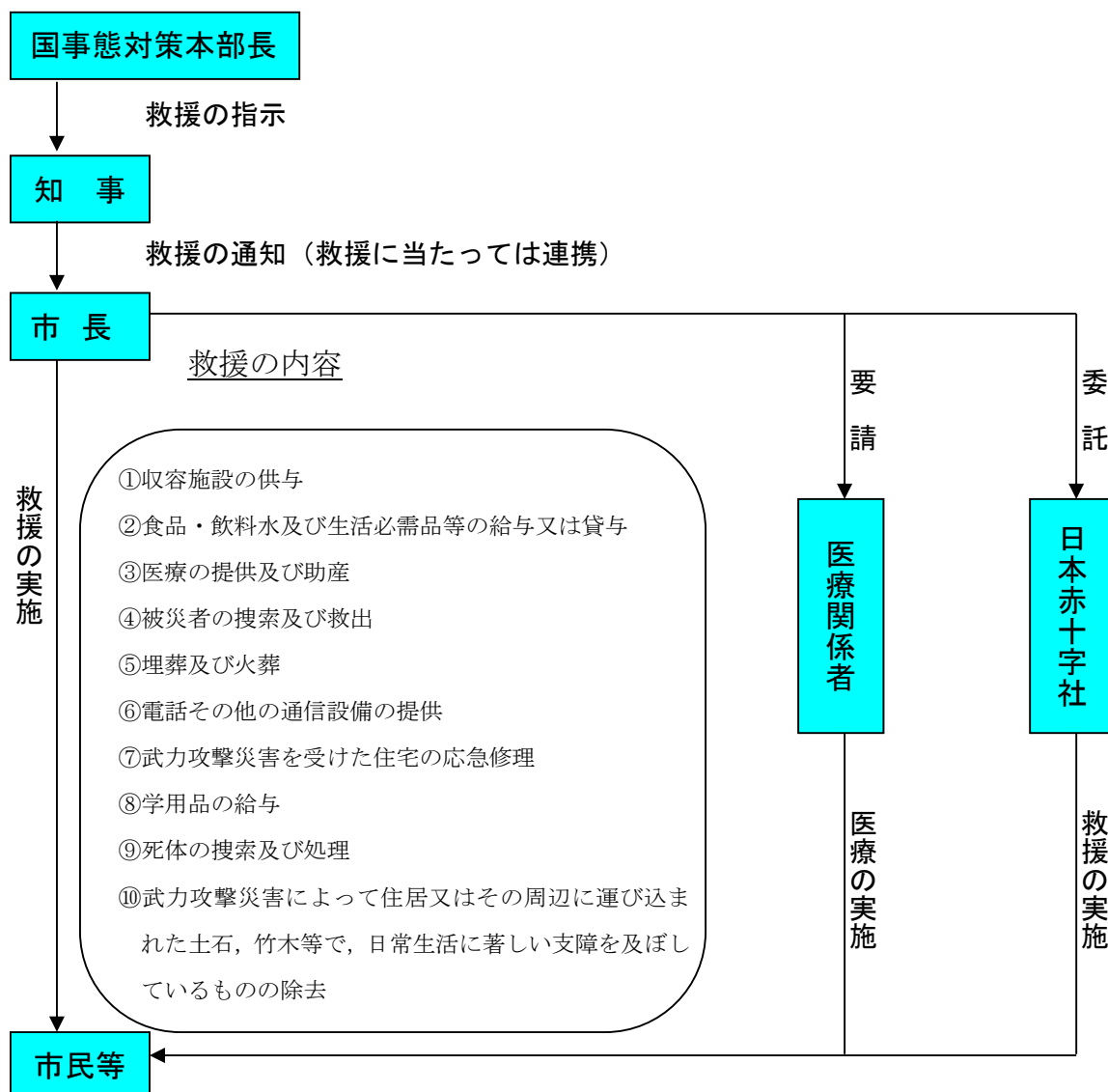
(2) 日本赤十字社との連携

市長は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(3) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

【救援フロー図】



3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び市国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に特別な基準の設定について

の意見を申し出る。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援に関する基礎資料

市長は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(4) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握（市民等を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮
- ・ 避難行動要支援者等の特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、避難行動要支援者等の特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の提供体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

- ・ 引き渡し場所や集積場所の確認，運送手段の調達，物資輸送の際の交通規制
- ウ 医療の提供及び助産
- ・ 医薬品，医療資機材，NBC対応資機材等の所在の確認
 - ・ 被災状況（被災者数，被災の程度等）の収集
 - ・ 医療救護班の編成，派遣及び活動に関する情報の収集
 - ・ 避難住民等の健康状態の把握
 - ・ 利用可能な医療施設，医療従事者の確保状況の把握
 - ・ 医薬品，医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- エ 被災者の捜索及び救出
- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察，消防機関及び自衛隊，海上保安部の関係機関との連携
 - ・ 被災情報，安否情報等の情報収集への協力
- オ 埋葬及び火葬
- ・ 墓地及び火葬場の被災状況，墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
 - ・ 県警察及び海上保安部との連携による身元の確認，遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地，埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- カ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - ・ 聴覚障がい者等への対応

- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数，被災の程度）
 - ・ 応急修理の施行者の把握，修理のための資材等の供給体制の確保
 - ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・ 応急修理の相談窓口の設置
- ク 学用品の給与
 - ・ 児童生徒の被災状況の収集
 - ・ 不足する学用品の把握
 - ・ 学用品の給与体制の確保
- ケ 死体の捜索及び処理
 - ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察，消防機関及び自衛隊，海上保安部の関係機関との連携
 - ・ 被災情報，安否情報の確認
 - ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・ 死体の処理方法（死体の洗浄，縫合，消毒等，一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - ・ 死体の一時保管場所の確保
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石，竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・ 障害物の除去の施行者との調整
 - ・ 障害物の除去の実施時期
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療救護活動

市は，武力攻撃災害が発生した場合，県，医療機関，医療関係団体と緊密な情報共有と協力体制の下に，武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。実施にあたっては，医療関係者の安全の確保について十分に配慮し，危険が及ばないよう必要な措置を講ずるとともに，必要に応じ，県及び県を通じて国，指定公共機関に支援を要請する。

また，市は，武力攻撃災害の発生に伴い精神的に不安定に陥る人に対して，精神医学等の専門家の協力を得てトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

- (1) 医療救護所等の設置
市は、被災状況に応じて収容避難所等に医療救護所を設置する。
- (2) 医療救護所の医療救護活動
市は、設置した医療救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行う。
- 初期救急医療
 - 災害拠点病院等への移送手配
 - 医療救護活動の記録
 - 死亡の確認
 - 市町村への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告
- また、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。
- 精神科患者の治療
 - 避難所への巡回診療及び相談
 - 精神科医療機関への移送手配
- (3) 後方支援医療機関による医療救護活動
市は、後方支援医療機関に対して活動要請を行う。また、市は、必要に応じ、県の指定する災害拠点病院に支援要請を行う。
- 被災現場、医療救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ
 - 医療救護班の派遣等
- (4) 患者等の搬送
市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。
市は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保する。
- (5) 医療資器材等の供給
市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。
市は、武力攻撃災害時における医療救護所及び被災医療機関等への医薬品等の円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理を行う。
市は、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、関係機関に供給を要請し確保する。
市は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十

字社新潟県支部に供給を要請し確保する。

医療救護班等は、医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充に支障が生じた場合には県に要請する。

(6) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

ア 核攻撃等の場合の医療活動

- ・ 医療関係者などによる被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位をつけるための患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

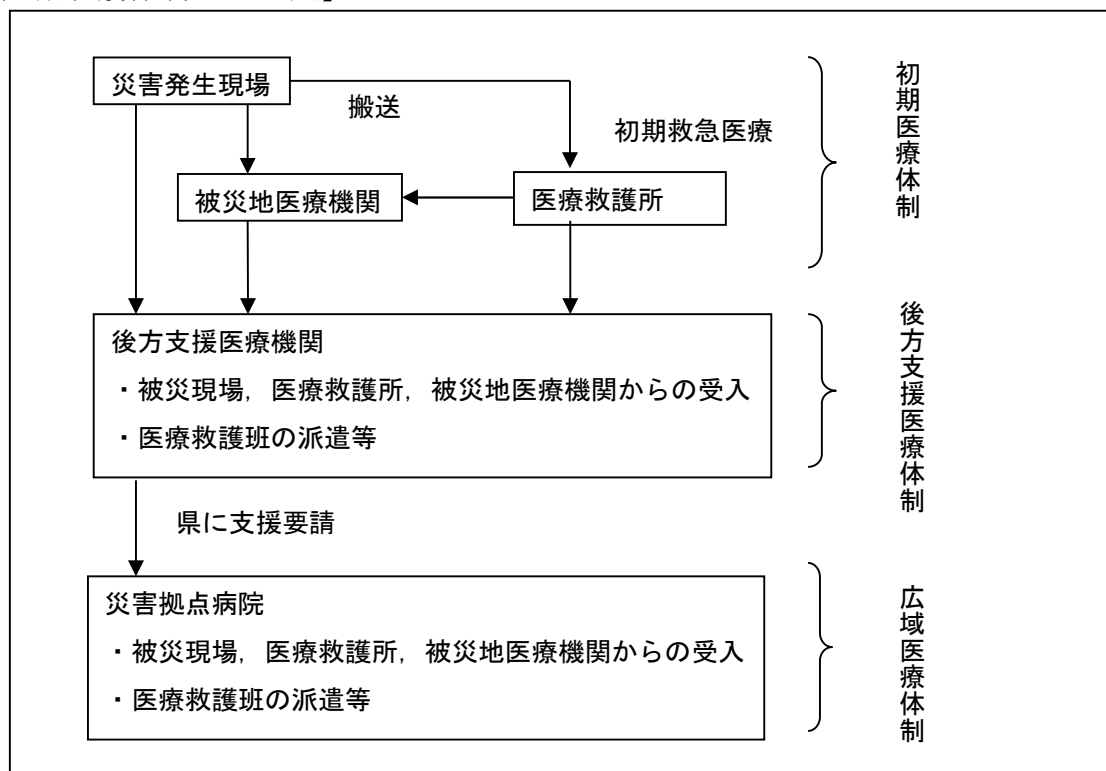
イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

【医療救護体制フロー図】



5 被災者の捜索及び救出

市は、武力攻撃災害のために生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、被災情報及び安否情報を踏まえ、県警察や消防機関等が行う捜索及び救出活動と連携を図るとともに、安全の確保に十分留意しつつ、捜索及び救出を実施する。

6 死体の捜索、処理、火葬及び埋葬

(1) 死体の捜索

市は、市内の被害状況の把握を行うとともに、県警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部と連携して死体の捜索を行う。

(2) 死体の検案及び処理

市は、収容した死体の検案・身元確認・処理について、日本赤十字社新潟県支部、新潟市医師会及び新潟市歯科医師会に要請する。

(3) 遺体の埋葬及び火葬

市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的にかつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

市は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には県に要請する。

また、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議する。

7 救援の際の物資の売り渡し要請等

(1) 救援に際し市長が行う要請等

ア 市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が応じない場合の特定物資の収用
- 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

なお、市長は、特定物資の収用並びに保管命令及び土地等の使用を行うときは、国民保護法に基づき公用令書を交付する。

イ 市長は、救援の実施に必要な物資が不足し調達が困難な場合には、関係指定行政機関に、物資の調達について県を通じて支援を求める。

(2) 医療の要請及び指示並びに医療関係者の安全確保

市長は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要

請し，又は医療を行うべきことを指示することができる。この場合，市長は，当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により，医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

8 避難住民受入後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難住民の受入れ

市長は，避難先地域に指定された場合は，避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き，避難住民を受け入れる。

(2) 避難者が増え続ける場合

市は，県と連携の上，避難所の管理者を通じて，避難者の動向を常に把握するものとする。地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は，他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし，避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに，必要に応じて移動のための車両等を手配する。

(3) 避難先に危険が迫った場合

市は，武力攻撃災害が拡大し，避難所にも危険が及ぶと判断したときは，直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため，県と協力して避難誘導に当たる。

9 避難行動要支援者の生活支援

市は，避難所及び避難行動要支援者の自宅等に保健師等を派遣し，被災状況，生活環境等を把握するとともに，必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに，災害情報，生活情報等の継続的な提供に努める。

10 避難の長期化への対処

(1) 市のとるべき措置

市民等の避難が長期化した場合は、市は、県と協力のうえ、避難所運営にあたって以下の点に留意するものとし、避難行動要支援者等の特に配慮を要する者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分に配慮するものとする。

- 避難者の栄養，健康等の対策
- 避難所の衛生，給食，給水等対策
- 被災者のプライバシー保護，メンタル相談等の対策
- 避難所運営に伴う各機関への協力要請

(2) 避難所における市民等の協力

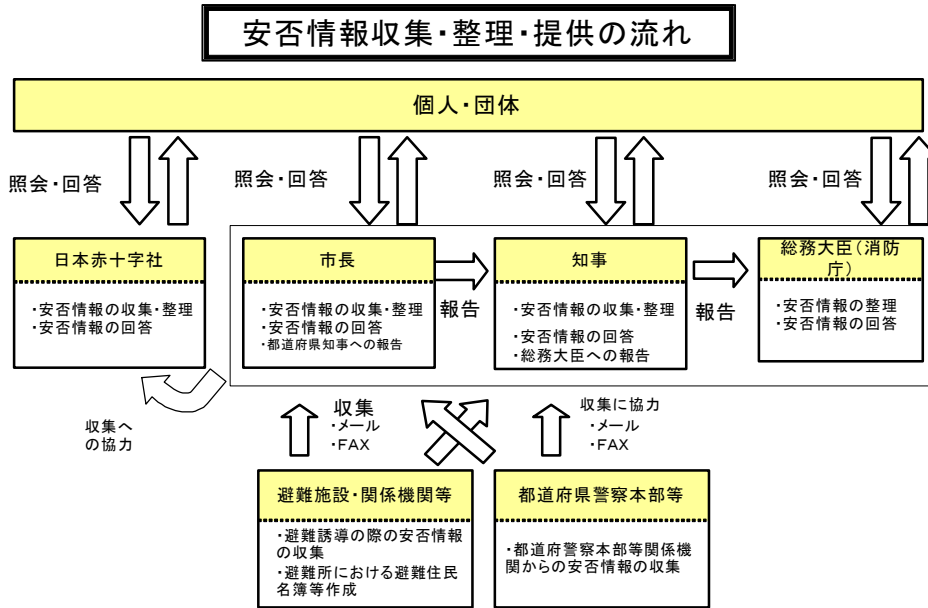
市は、避難所に避難した住民に対し、避難所の混乱回避，秩序維持及び生活環境悪化防止に努め，以下の点について協力するよう要請する。

また、市は、平素から避難所における生活上の心得について、市民等に周知を図る。

- 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ごみ処理，洗濯，入浴，トイレ使用等生活上のルール遵守
- 避難行動要支援者への配慮
- その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



収集項目

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族、同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
 - 15 (上記(1)～(14)を加えて) 安否情報の収集
⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体の安置されている場所

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した市民等については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した市民等については同様式2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない

⑬ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体の安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
 (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

①の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

- (注5) ①の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

市は、避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、安否確認に努める。

市は安否確認に当たっては、必要に応じ自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、国際交流協会等の協力を得るものとする。

(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民等に周知する。

イ 市民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、住基カード等）を提示又は提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所所在地所在市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行う。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日

総務大臣
 (都道府県知事) 様
 (市町村長)

申 請 者

住所 (居所)

氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

<p>照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)</p>	<p>①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため ③その他 ()</p>
--	--

備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

(2) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日
様
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること

(3) 個人情報保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社新潟県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で市民等を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民等に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民等に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、市民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、市民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確

保する。

エ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに

に、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国事態対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職員、消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における武力攻撃災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

また、新潟東港地域水道用水供給企業団及び新潟東港臨海水道企業団については、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防局等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 大規模駅における武力攻撃災害への対処等

市内には、首都圏に通ずる上越新幹線が運行しているが、各国の事例では、鉄道や駅がテロの標的とされる事案が実際に発生している。

多数の者が利用する人流の重要拠点という施設の特色から、大規模駅において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多大となり、市民等の生活に大きな支障を及ぼすおそれがあるため、大規模駅における武力攻撃災害への対処等に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

不特定多数の者が利用することなどにより、武力攻撃災害が発生した場合には重大な影響が生じる施設であって、かつ、要請された措置を実施することが可能であるものに限る趣旨から、新幹線が運行する市内の大規模駅（新潟駅）のうち、鉄道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの（以下「駅施設」という。）に関する対処について本項で記述する。

2 施設利用者等の避難措置

消防機関は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、駅施設の管理者と連携のうえ、速やかに駅施設利用者の避難誘導を図る。

3 近隣住民等の避難措置

(1) 近隣住民の避難等の準備

市長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、駅施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び知事と協議する。

(2) 避難の指示

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、市民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

(3) 退避の指示

市長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、駅施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 警戒区域の設定

市長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命

ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

4 駅施設が復旧されるまでの市長の情報提供等の措置

市長は、国、駅施設の管理者及び関係機関と連携し、復旧の目途や代替輸送手段など、駅施設利用者への必要な情報提供に努める。

第5 港湾施設における武力攻撃災害への対処等

市内には、国際拠点港湾新潟港があり、西港区と東港区に分かれている。

物流及び人流の重要拠点という施設の特色から、港湾施設において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多大となり、市民等の生活に多大な支障を及ぼすおそれがあるため、港湾施設における武力攻撃災害への対処等に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

陸路が遮断された場合の緊急物資の運送に重要な役割を有し、破壊された場合には重大な影響が生じる施設であるものとして、国際拠点港湾である新潟港における水域施設（航路、泊地等）及び係留施設（岸壁、栈橋、物揚場等）に関する対処について本項で記述する。

2 施設利用者等の避難措置

消防機関は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、港湾管理者である県等と連携のうえ、速やかに港湾施設利用者の避難誘導を図る。

3 近隣住民等の避難措置

(1) 住民避難等の準備

市長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び知事と協議する。

(2) 避難の指示

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、市民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

(3) 退避の指示

市長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 警戒区域の設定

市長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

第6 空港旅客ターミナル施設における武力攻撃災害への対処等

市内には、日本海対岸諸国等との直行便が発着する空港である新潟空港がある。人流の重要拠点という施設の特色から、空港施設において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多大となり、市民等の生活に大きな支障を及ぼすおそれがあるため、特に旅客ターミナル施設における武力攻撃災害への対処等に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

陸路が遮断された場合の緊急物資の運送に重要な役割を有し、また不特定多数の者が利用することなどにより、破壊された場合には重大な影響が生じる施設であるものとして、新潟空港における旅客ターミナル施設に関する対処について本項で記述する。

2 施設利用者等の避難措置

消防機関は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、

あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、旅客ターミナル施設管理者と連携のうえ、速やかに旅客ターミナル施設利用者の避難誘導を図る。

3 近隣住民等の避難措置

(1) 近隣住民の避難等の準備

市長は、旅客ターミナル施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、旅客ターミナル施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び知事と協議する。

(2) 避難の指示

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、市民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

(3) 退避の指示

市長は、旅客ターミナル施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 警戒区域の設定

市長は、旅客ターミナル施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

4 旅客ターミナル施設が復旧されるまでの市長の情報提供等の措置

市長は、国、旅客ターミナル施設管理者及び関係機関と連携し、復旧の目途や代替輸送手段など、旅客ターミナル施設利用者への必要な情報提供に努める。

第7 石油コンビナート等における武力攻撃災害への対処等

市内には、石油コンビナート等特別防災区域として、新潟東港地区及び新潟西港地区の2箇所があり、石油や高圧ガスの貯蔵又は取扱い施設がある。また、火力発電所や化学工場施設も立地されている。

石油コンビナート等特別防災区域において武力攻撃災害が発生した場合には、周辺地域への危険拡大のおそれ、また広域かつ複雑な態様の二次災害発生のおそれがあるため、的確な国民保護措置の実施が必要である。

1 基本的対応

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、新潟県石油コンビナート等防災計画の規定が適用されることから、本計画に定めのない事項については、新潟県石油コンビナート等防災計画に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

なお、市は、消防機関、県、県警察、海上保安部等との緊密な連絡体制を確立するとともに、国民保護措置の実施にあたっては連携して行う。

2 構内従業員等の避難措置

消防機関は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、石油コンビナート等特別防災区域内に所在する特定事業所（石油コンビナート等災害防止法で規定する第1種事業所及び第2種事業所）及びその他事業所（特定事業所に準ずる事業所として新潟県石油コンビナート等防災計画で定める事業所）の設置者（以下「特定事業者等」という。）と連携のうえ、速やかに、構内従業員等の避難誘導を図る。

3 近隣住民等の避難措置

- (1) 市長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び知事と協議する。

(2) 避難の指示

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、市民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

(3) 退避の指示

市長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、周辺住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 警戒区域の設定

市長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

4 施設の使用停止命令

市長は、武力攻撃にともなう被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、特定事業者等に対し、危険物等の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

5 被害の拡大の防止

消防機関は、県、特定事業者等及び海上保安部等と連携のうえ、速やかに消火及び被害の拡大防止に努める。

第8 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報の伝達及び通知をするとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の事態対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、保健所は、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性を考慮し、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なることから、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【施行令第31条（放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置の手続き）】

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、避難行動要支援者等の特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民等に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、県等の関係機関と協力し、被害を受けた市民等の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るとともに、水の安定的な供給等、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 相談所の開設

市は、避難所、市庁舎及び区役所等に被災者のための相談所を速やかに開設するものとする。

(2) 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施するものとする。

(3) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、カウンセリングの実施、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(4) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところに

より、市税に関する申告、申請、請求等及び納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共施設の適切な管理

市は、道路等の公共施設を適切に管理する。

第 11 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 赤十字標章等及び特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

ア 赤十字標章等(法第 157 条)

(ア) 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字，赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

(イ) 信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

(ウ) 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は次頁のとおり。）。

(エ) 識別対象

医療関係者，医療機関，医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。





(白地に赤十字)



(白地に赤新月)



(白地に赤のライオン及び太陽)

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	許可権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry		

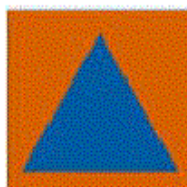
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

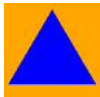

- イ 特殊標章等（法第158条）
 - （ア）特殊標章
 - 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）
 - （イ）身分証明書
 - 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(ウ) 識別対象

国民保護関係者，保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	許可権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関また

は医療関係者

(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。)

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。